

平成14年度の国民健康保険料納付書を今月中旬にお送りします。賛助団体に加入している人には団体を通じて配布します。口座振替を利用している人は、お送りする口座振替通知書に基づき、各納期ごとの自動引き落としとなります。



国保料納付の第1期は7月

保険料を支払う義務は世帯主となっています。納付書は、世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯主あてにお送りします。

第1期	7月	第5期	11月
第2期	8月	第6期	12月
第3期	9月	第7期	1月
第4期	10月	第8期	2月

問い合わせ先 保険年金課 (20 3204)

「低開発地域工業開発地区における固定資産税の課税免除に関する条例」(製造用に使用する設備を新設又は増設し、一定の要件を満たしている場合には、固定資産税の課税免除を受けることができる)が9月16日



【固定資産税】

「低工法」による固定資産の課税免除制度が廃止されます！

なお、本条例の廃止までに新設又は増設されたものについては、従前どおり3年間の課税免除を受けることができます。

問い合わせ先 固定資産税課 (20 3131)

花火は安全に遊びましょう

燃えやすいものがない場所を選びましょう。
風の強い乾燥した日はやめましょう。
子どもだけの花火はやめましょう。
注意書を必ず読みましょう。
花火をほぐしたり、束ねての点火はやめましょう。
水の入ったバケツなどを用意しましょう。

児童扶養手当などの

現況届の提出は 期限内に！

母子家庭に支給される「児童扶養手当」、または心身障害児を養育している人に支給される「特別児童扶養手当」を受給している人は、現況届を提出してください。

この届けは、8月以降の手当を引き続き受けるために必要なものです。期限までに必ず提出してください。

児童扶養手当

受付期間 8月1日(木)～30日(金)

次の児童を養育している人に支給されます。

- 父母が離婚 父が死亡
- 父に重度の障害がある 父の生死が明らかでない
- 父に引き続き1年以上遺棄されている
- 未婚で出生など

ただし、支給要件に該当してから5年が経過している人、年金を受給している人、児童が年金の加算の対象となっている人などは該当しません。

提出先 児童家庭課(本庁舎1階・20 3179)

特別児童扶養手当

受付期間 8月12日(月)～9月10日(火)

20歳未満の身体障害児(身体障害者手帳1～3級程度)または知的障害児(中程度以上の障害)を養育している人。

提出先 福祉課(本庁舎1階・20 3181)

ペットボトルの収集日

～もう一度ご確認を～

ペットボトルは、4月から分別収集が始まり、月2回の収集となっています。

お住まいの地域により、収集日が異なりますので、ご注意ください。なお8月の収集日で例示すると、下図のようになります。

8月

収集日

日	月	火	水	木	金	土	(例示)
				1	2	3	第1・3月曜日収集地区 5日・19日
4	5	6	7	8	9	10	第1・3木曜日収集地区 1日・15日
11	12	13	14	15	16	17	第2・4水曜日収集地区 14日・28日
18	19	20	21	22	23	24	第2・4金曜日収集地区 9日・23日
25	26	27	28	29	30	31	みなさんの地区の収集日をご確認ください。

なお、29日と30日は第5週目となりますので、ペットボトルの収集はありません。

問い合わせ先 環境課 (20 3217)